

令和6年度 長崎地方最低賃金審議会

第1回長崎県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和6年8月1日（木） 午後4時05分～午後5時03分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金基礎調査結果等について
（2）長崎県最低賃金の改正について
（3）その他
- 5 審議要旨
 - （1）部会長・部会長代理の選出について
公益委員案により長崎県最低賃金専門部会委員名簿（案）のとおり、部会長及び部会長代理が選出され承認された。
 - （2）長崎県最低賃金基礎調査結果について
 - ・最低賃金基礎調査結果（労働者による復元）を配布して説明した。
 - この他、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」（令和6年1月～3月）、「長崎労働局業務改善助成金の実績（令和元年度～令和5年度）」についても併せて説明した。
 - （3）長崎県最低賃金の改正について
 - ①労働者側委員の意見
 - ア 総括的見解
 - ・賃上げを社会全体に広げていく事が重要。
 - ・本県の労働者の生活は厳しいまま、期待の持てる改定に。県民に向けての明確なメッセージとすべき。
 - イ 補強的見解
 - ・地域間格差の是正が必要、地域における自主性を発揮したい。
 - ・連合が掲げる「だれもが1,000円」を早期に実現。
 - ・労務費の価格転嫁は道半ば、中小零細への支援も必要
 - ・本県の人口流出等の課題解決の為にも最低賃金の大幅な引き上げが重要。
 - ・金額提示は次回以降としたい。
 - ②使用者側委員の意見
 - ・まず、本審議会を通じ、県内の中小企業経営者に納得いただける最低賃金とすべく、審議に臨みたい。当然ながら、最低賃金及び最低賃金近傍に関わる事業者は、今年の最低賃金に注目している。
 - ・最低賃金は「生計費」、「賃金水準」、「賃金支払い能力」の3要素を総合的に勘案した理論値で審議されるものである。具体的には「賃金改定状況調査結果」の「第4表」である。このデータが審議における中心である。
 - ・春の賃上げの勢いをそのまま最賃に反映させたいとの意見については釘を刺しておきたい。春闘と最賃は意味合いが全く違う。
 - ・県下の中小・小規模事業者では人手不足が顕著で、防衛的賃上げを実施している中小企業が多数あることにも留意が必要である。
 - ・価格転嫁は道半ばであり、労務費等のコスト増加分を十分に価格取引に反映できていない企業が相当数存在するという現状についても十分に考慮すべきである。

- ・中賃の目安額の説明では消費者物価高騰（生計費）を重視したとあるが、企業経営における支出コストに目を向けていない、偏った理論と受け止めている。

- ・毎年、大幅に最低賃金を引き上げられ多数の小規模事業者は（長崎は10年間で+234円）、通常の事業の賃金支払い能力が厳しくなっており、今後廃業や倒産が増える見込みと見込んでいる報道もある。

- ・発効日に拘らず、十分に審議を尽くしたい。

- ・金額提示については次回専門部会において考え方を述べた上で提示したい。

- ・価格転嫁は一般的にB to B企業間取引のみがフォーカスされ、B to Bについては関係機関が躍起になっているが、B to C一般消費者を意識した対策を講じるべきである。労使はもちろんであるが、行政も取り組んでいただきたい。

③公益委員の意見

意見の表明は特になし。

(5) その他

①次回以降の審議日程を次のとおりとした

- ・第2回専門部会 8月2日(金) 9:30～

- ・第3回専門部会 8月5日(月) 9:30～